

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案概要

《改正の概要》

大規模な災害を受けた鉄道であって、速やかに復旧事業を施行して運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害が生ずるおそれのあるものの災害復旧事業に対し、国の補助を拡充

現行制度

[要件：▶は省令に規定]

- ▶ 復旧費用 \geq 被害を受けた路線の年間収入の1割
- ▶ 事業者が
過去3年間赤字 or 災害により今後5年を超える赤字が見込まれること
- ▶ 被害を受けた路線が、復旧費用を含めると赤字になると見込まれること
- ※ 事業者は、協議会などにより国及び地方公共団体と意見調整を図るものとし、補助申請の際に関係地方公共団体の長の同意書の添付が必要（交付基準）

黒字会社は対象外

※資本金の5%以上の
配当には、許可が必要

[補助割合]

- 1 / 4 以内（政令に規定）
- ※ 関係地方公共団体と同額を補助（交付基準）

黒字会社の赤字路線については補助を受けることができず、
大規模な災害を受けた鉄道の復旧が進まない。

激甚災害等があった際の補助制度を追加

追加する制度

[要件：●は法律に規定]

- 激甚災害その他これに準ずる特に大規模の災害
※ 「これに準ずる特に大規模の災害」は国土交通省令で定めることとし、災害の都度、災害の規模等を勘案し、国土交通大臣が指定することを想定
- 復旧費用 \geq 被害を受けた路線の年間収入 \times 政令で定める数（1.0を想定）
- 被害を受けた路線が過去3年間赤字
- ※ 事業者は、協議会などにより国及び地方公共団体と意見調整を図るものとし、補助申請の際に関係地方公共団体の長の同意書の添付が必要（交付基準）
- ※ 長期的な運行の確保（災害発生前と比した収支改善等を含む。）に関する計画の作成が必要（交付基準）

黒字会社の赤字路線を対象

※この補助を受けても、配当の
許可制の対象とはならない。

[補助割合]

- 1 / 4 以内（政令に規定）
- ※ 関係地方公共団体と同額を補助（交付基準）

* 公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

* 平成28年4月1日以降に施行した災害復旧事業についても適用

- ※ 災害を受けた鉄道が存する地域における交通の状況、事業構造の変更による経営の改善その他の事情を勘案して国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、関係地方公共団体と同額で1/3以内(政令・交付基準に規定)